

「経済財政改革の基本方針2009」について

全国町村議会議長会は、昨年11月の「第52回町村議会議長全国大会」において、全国の町村議長の総意により「市町村合併につながる道州制には反対」する旨の特別決議を採択し、政府・与党に対し申し入れをしてきたところである。

しかしながら、このたび政府が発表した「基本方針2009」では、道州制基本法（仮称）の制定に向けて内閣に「検討機関」を設置することとされており、道州制への方向があたかも確定したかの如く進められている。

そもそも、道州制導入のこれまでの議論は、政府・与党や財界によって進められてきたにすぎず、国民の感覚から遊離したものとなっている。憲法におけるこの国のかたちの議論も必要と思われるが、それも行われていない。

また、基礎自治体と道州の二層制を前提として、基礎自治体の人口規模を中規模の都市以上としていることは、地域の実態を全く無視した単なる数合わせに過ぎず、今ある町村と多様な自治のあり方を否定するものである。

そして、道州制のため、これ以上の合併を強制して進めようとするのであれば、それは、これまで住民とともに国境を守り、国土を支え、貴重な文化、伝統を受け継ぎ、さらに都市住民にとって欠かせないきれいな水・空気、食糧、憩いの場を提供している町村に対する暴挙である。

よって、町村の存在を否定する道州制の導入には断固反対であり、道州制基本法（仮称）の制定に向けた「検討機関」の内閣設置は容認できない。

平成21年6月23日

全国町村議会議長会 会長職務執行者
副会長 小川 勇